

公益社団法人都市住宅学会
理事および監事に対する報酬等の支給の基準

2012年5月26日総会決議

定款第27条の規定にかかわらず、理事及び監事への報酬については公益社団法人設立後の最初の総会開催までは無報酬とする。

以上

公益社団法人都市住宅学会
顧問に対する報酬等の支給の基準

2012年5月26日総会決議

定款第28条第5項の規定にかかわらず、顧問への報酬については公益社団法人設立後の最初の総会開催までは無報酬とする。

以上